

学生会員規程

(目 的)

第1条 公益社団法人日本女医会（以下「日本女医会」という。）の将来の発展を担うべき人材を育成するため、定款第6条第2号に定める日本女医会の準会員である学生会員を置き、これについて、必要な事項を定めるものとする。

(構 成)

第2条 学生会員は、本会の目的に賛同し、入会を希望する学生により構成する。

(資 格)

第3条

学生会員は、女性の医学生とする。

(活 動)

第4条 学生会員は、理事会が認める活動に参加することができる。

2 学生会員は、当会 MsACT (Medical students & young doctors ACT) を通して、女性医師としての問題意識を高め、リーダーシップ能力の向上を図り、young MWIA in Japan による国際交流等のための活動を行う。

(入 会)

第5条 入会を希望する者は、別に定める入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得るものとする。

(会費)

第5条 会費は、入会時 1,000 円のみとする（年会費はなし）。

(改 廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、日本女医会が公益認定を受け移行の登記をした日から施行する。